

# I C T 活用工事の実施方針の一部改定について

技術管理室

## 1 改定対象

I C T 活用工事の実施方針〔令和 5 年版（10 月 1 日適用）〕

## 2 改定の主な内容

○国土交通省の要領類の改定に伴う対象工種等の適用拡大

- ・ I C T コンクリート堰堤工を新規策定
- ・ I C T 地盤改良工に、「ペーパードレーン工」を追加
- ・ I C T 法面工に、「落石雪害防止工」を追加
- ・ I C T 基礎工の既製杭工に、「鋼管ソイルセメント杭」を追加
- ・ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に、「付帯道路施設工等」「電線共同溝工」が追記

○仕様書（県建設部作成）の廃止

- ・ 実施要領（国土交通省）を基に県独自で作成していた各工種の仕様書について、国の要領類等、膨大な I C T 関係資料の削減を図るために廃止とする。  
I C T 活用工事実施にあたり、実施方針に規定されていない事項については、実施要領に準拠することとする。

○ I C T 活用工事を実施する際の協議手順を明示

- ・ 工事によって差があった協議手順について、実施方針に明示し、統一化を図る。（「主な質問と回答」にて、より具体的な手順を明示）